



65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

【普通徴収（納付書・口座振替での納付）】

4月から7月までは、平成29年4月1日現在の世帯状況と、平成28年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。

平成29年度の納入通知書は、4月中旬に送付します。

【特別徴収（年金天引きでの納付）】

4・6・8月の納付額は、平成29年2月と同額です。

※8月から変更の場合あり。

なお、4月2日以降に65歳になる人には、65歳になる月の翌月に介護保険料の通知書を郵送します。

※詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ

・佐賀中部広域連合 業務課

☎40・1135 FAX40・1165 ✉rengo@chubu.saga.saga.jp

・本庁 高齢福祉課 地域包括支援係

☎40・7284 FAX40・7393 ✉korei@city.saga.lg.jp



戦没者慰霊巡拝を行います

■対象 戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪

■実施時期 8月～平成30年3月

■実施地域 旧ソ連（ハバロフスク地方、イルクーツク州、クラスノヤルスク地方、沿海地方）、中国（東北地方）、東部ニューギニア、インドネシア、硫黄島、トラック諸島、フィリピン、マーシャル・ギルバート諸島

※詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ

本庁 福祉総務課

☎40・7250 FAX40・7393 ✉fukushisomu@city.saga.lg.jp



九州電力から 感電事故防止のお願い

こいのぼりの季節になりますが、感電事故防止のため、電線付近でこいのぼりをあげることは絶対に行わないようにお願いします。



◎問い合わせ

九州電力株式会社 ☎0120・986・303



佐賀市 掲示板



第6回佐賀市自治基本 条例検証委員会

市民等が主体となり、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために施行された「佐賀市まちづくり自治基本条例」の規定を検証します。

■日時 4月26日（水）10時～

■場所 佐賀商工ビル 7階

■傍聴定員 先着10人

※来場後に受け付けてください。



◎問い合わせ

協働推進課 市民活動推進係

☎40・7078 FAX40・7385 ✉kyodo@city.saga.lg.jp



平成29年4月分から 児童扶養手当額が 0.1%引き下げられます

		4月分から（月額）
第1子	全部支給	42,290円
	一部支給	42,280～9,980円
第2子 加算額	全部支給	9,990円
	一部支給	9,980円～5,000円
第3子以降 加算額	全部支給	5,990円
	一部支給	5,980円～3,000円

◎問い合わせ

本庁 こども家庭課 子育て給付係

☎40・7252 FAX25・5440 ✉kodomo@city.saga.lg.jp



自分の手で美味しい 野菜を作ってみませんか？ 『市民農園』のご案内

自分で手をかけて作った野菜の味は格別です！市では、農家さんや個人で開設されている市民農園の紹介を行っています。

農園の一覧は、市ホームページ「市民農園のご紹介」に掲載していますのでご確認ください。

※詳しい内容や空き区画は、各農園に直接お問い合わせください。



◎問い合わせ

本庁 農業振興課 地産地消推進係

☎40・7116 FAX40・7391 ✉nogyoshinko@city.saga.lg.jp